

新型コロナウイルス感染症対策として【特例コース】が設けられました

時間外労働等改善助成金

新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース & 職場意識改善特例コース

今般の新型コロナウイルス感染症対策として、新たにテレワークを導入し、または特別休暇の規定を整備した中小企業事業主を支援するための助成金です。

助成金概要 ※下記以外にも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件があります。

【新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース】

【対象事業主】

新型コロナウイルス感染症対策の1つとして、テレワークを新規（※）で導入する中小企業事業主
（※試行的に導入している事業主も対象となります）

【支給要件】

令和2年2月17日～5月31日にテレワークを新規で導入し、実際に実施した労働者が1人以上いること

【支給対象の取り組み】

- テレワーク用通信機器の導入・運用（※パソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は対象外）
（例）・web会議用機器 ・社内のパソコンを遠隔操作するための機器、ソフトウェア
・保守サポートの導入 ・クラウドサービスの導入
・サテライトオフィス等の利用料 など
- 就業規則・労使協定等の作成・変更（例）テレワーク勤務に関する規定の整備
- 労務管理担当者に対する研修（4）労働者に対する研修、周知・啓発
- 外部専門家（社会保険労務士など）によるコンサルティング

【支給額】

上記取り組みの実施に要した費用のうち、下の「対象経費」に該当するもの

対象経費	助成額
謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、 印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費	対象経費の合計額 × 1/2 (100万円が上限)

【職場意識改善特例コース】

【対象事業主】

新型コロナウイルス感染症対策の1つとして、特別休暇制度を新たに整備の上、特別休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主

【支給要件】

令和2年2月17日～3月25日（※）に新型コロナウイルス感染症対策として、特別休暇の規定を新たに整備し、下記のいずれかの取り組みを行うこと

（※令和2年4月以降に申請を開始する「働き方改革推進支援助成金」でも助成を行う予定）

【支給対象の取り組み】

- 労務管理担当者に対する研修
- 労働者に対する研修、周知・啓発
- 外部専門家（社会保険労務士、中小企業診断士など）によるコンサルティング
- 就業規則・労使協定等の作成・変更（計画的付与制度の導入など）
- 人材確保に向けた取組
- 労務管理用ソフトウェアの導入・更新
- 労務管理用機器の導入・更新
- デジタル式運行記録計（デジタコ）の導入・更新
- テレワーク用通信機器の導入・更新
- 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新
（小売業のPOS装置、自動車修理業の自動車リフト、運送業の洗車機など）

※研修には業務研修も含まれます ※原則としてパソコン、タブレット、スマートフォンは対象外

【支給額】

上記の取り組みの実施に要した経費の一部を支給（以下のどちらか低い方の額）

- 対象経費の合計額 × 補助率 3/4
※常時使用する労働者数が30名以下かつ、支給対象の取組で6から10を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5
- 1企業当たりの上限額（50万円）

取り扱い機関

労働局、公共職業安定所